

## 放課後児童健全育成事業開始・変更・廃止（休止）届出記入の手引き

### 1 届出の必要な放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- (1). 届出の必要なクラブは、児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を行うクラブとなり、対象児童が限定されていない、また事業目的を異にする（例えばスポーツクラブあるいは塾等）事業は該当にはなりません。
- (2). 届出の必要な者は児童福祉法第34条の8第2項で規定する「国、都道府県及び市区町村以外の者」（以下「事業者」という。）です。
- (3). 平成27年4月1日に事業を行っているクラブ若しくは平成27年4月1日以降に開設するクラブです。

注）届出の必要なクラブは、「江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「基準条例」という。）に定める基準に従って前記(1)の要件を満たすクラブです。これは、放課後児童健全育成事業を実施しているかどうかの届出ではなく、同事業を実施し、かつ「基準条例」の要件を満たすものについて届出を求めるものです。

### 2 届出の様式及び提出先

- (1). 開始届等の様式は別紙のとおりとなります。

注1）届出はクラブごとにお願ひします。

注2）同一場所のクラブについて、取扱上2クラブとして整理しているクラブがある場合、経営主体、育成室、事業内容等で区別がつかないものは1クラブとして届け出てください。また、逆に、事業の実施場所の異なるクラブについて、分室等として整理しているクラブがある場合、1の要件に該当する場合は、原則、それぞれのクラブとして届け出てください。

- (2). 各届出の提出先は江東区教育委員会となり、届出事務の窓口は江東区教育委員会事務局地域教育課となります。

### 3 開始届について

- (1). 「事業の開始年月日」は、事業としての開始年月日を記入してください。これにより、従来から放課後児童健全育成事業に該当する事業を行っていた場合には、開始年月日は平成27年4月1日としてください。
- (2). 既に事業を行っている事業者は速やかに届出してください。
- (3). 新たに事業を開始する場合はあらかじめ届出てください。
- (4). 届出の主体は事業を運営する者です。具体的には次の通りです。
  - ① 区が事業を委託している場合は事業を委託された法人若しくは任意団体が届出てください。
  - ② 法人若しくは任意団体の民説民営のクラブは当該法人若しくは任意団体等が届出てください。

(5). 開始届の添付書類については次の通りです。

- ① 定款その他の基本的約款（実施要綱、規約、会則等）
- ② クラブの運営規程
- ③ 主な職員の氏名及び経歴（職員名簿等）
- ④ 職務の内容
- ⑤ 建物その他設備の図面（配置図、平面図等）
- ⑥ 収支予算書及び事業計画書 ※インターネット等で閲覧できる場合は不要

注1) 1つの運営主体が複数のクラブを運営する場合は、重複する書類は1部のみの提出で可能です。

注2) 職員名簿については任意様式になりますが、「氏名」・「資格」・「経歴」・「職務内容」の項目を作成ください。

(6). 開始届出の記入にあたって

- ① 事業の内容については放課後児童クラブと記入ください
- ② 職員の定数については支援の単位により変動がありますので、基準条例を参考の上記入ください。平成27年4月1日に既に事業を行っている場合は4月1日の職員数を記入ください。
- ③ 施設の名称については事業を行っているクラブ名となります。
- ④ 施設の種類については棟が単独の場合は単独施設、他の施設と併設している場合は併設施設と記入ください。（例として、団地内で運営を行っている施設については併設施設となり、団地の敷地内で単独棟において運営を行っている場合は単独施設となります。）
- ⑤ 施設の所在地については江東区から番地を記入ください。
- ⑥ 建物その他設備について、専用区画の面積については、届出時添付する平面図に色を付けて示してください。

#### 4 変更届について

- (1). 届出事項に変更が生じた場合は、変更した日から1月以内に届出を行う必要があります。なお、具体的な変更事項の例については変更届出書に例示されている通りです。
- (2). 変更した内容に応じた必要書類を添付ください。

#### 5 廃止（休止）届について

- (1). 廃止（休止）届については廃止（休止）予定よりあらかじめ届出を行う必要があります。
- (2). 廃止（休止）にあたっては現在事業を利用している児童の措置状況を個別具体的に記入してください。

#### 6 その他について

- (1). 受理証については原則として発行しません。ただし、届出者の求めがあれば提出のあった届出に受理印を押印し、返送いたします。（希望する場合は返信用の封筒及び切手をご用意ください）
- (2). 届出内容を確認するため、届出を行う際には別途、担当者の連絡先がわかる資料の提出をお願いいたします。
- (3). 届出に係る問い合わせ先

江東区教育委員会事務局 地域教育課放課後支援係 TEL：03-3647-9308